

栗原市からいただいた  
ご指摘について

平成26年6月9日

環境省

平成26年5月26日に開催されました宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談(第1回)において、栗原市からいただいた主なご指摘は以下のとおりと考えております。

	ご指摘	ページ
1	選定された候補地は安全性が確保されているとは思えず、市町村長会議で確定した選定手法に沿ったものとは言えないのではないのでしょうか。	1
2	候補地が安全であることについて、科学的根拠をもって示すべきではないのでしょうか。	8
3	環境省が選定に用いた2012年地すべり地形分布図(防災科学技術研究所)は、1982年のデータとなっており、2008年の岩手・宮城内陸地震も反映されておらず、最新のデータが使われていないのではないのでしょうか。	9
4	専門家の話では、処分場候補地周辺では大規模な地すべりが発生する可能性があるとして、危険性が指摘されており、候補地として不適切ではないのでしょうか。	10
5	栗駒山は活火山であり、山麓周辺の地形が変動するなど現在も活動を続けています。将来においても災害発生の恐れがある地域であり、候補地としては不適切ではないのでしょうか。	11
6	観光などへの風評被害について、どのように考えているのでしょうか。	13

第1回関係者会談で栗原市からいただいた主なご指摘について、環境省の考え方は以下のとおりです。

1. 選定された候補地は安全性が確保されているとは思えず、市町村長会議で確定した選定手法に沿ったものとは言えないのではないのでしょうか。

### 【環境省の考え方】

- 宮城県における選定手法※については、市町村長会議において、議論を重ねたものであり、具体的な評価項目・評価基準や、評価に用いるデータに何をを用いるかについても併せて説明を行い、ご理解いただいたところです。

※第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議（平成25年11月11日）資料1（別紙1）p5～10

- 平成25年11月の第4回市町村長会議において、宮城県の実情に配慮した候補地の選定手法を確定させていただき、その際に、既存の知見で、地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを採用することを基本とする考え方のもと、評価に用いるデータの出典について、すべて明らかにしております。
- 環境省では、この選定手法にしたがって選定作業を行い、その結果として根拠となるデータをすべて示した上で、詳細調査の候補地を提示したものであり、その結果については選定手法に沿ったものと考えております。
- さらに、これらの既存の知見に加え、詳細調査の実施を通じて、科学的・技術的観点から必要となる文献調査や候補地におけるボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。これらの情報により、改めて有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと思いますと考えております。

2. 候補地が安全であることについて、科学的根拠をもって示すべきではないでしょうか。

### 【環境省の考え方】

- 選定手法については、廃棄物処理、有害物質のリスク管理、地質、構造、放射線管理等の専門家からなる有識者会議において科学的・技術的観点からの議論を重ね、候補地選定に当たって具体的な評価項目・評価基準・評価に用いるデータについてご了承をいただきました。併せて市町村長会議において説明を行い、ご理解いただき、第4回市町村長会議において選定手法を確定させていただきました。
- 選定手法では、まず、安全等が確保できる地域を抽出し、必要面積を確保可能な土地を抽出した上で、安心等の地域の理解がより得られやすい土地の優先順位づけを行うといった手順になっております。
- 環境省では、この選定手法にしたがい、選定手法として位置づけられた既存の知見を用いて選定作業を行いました。その結果として、詳細調査の候補地を提示しており、使用したデータについても全て、「宮城県における指定廃棄物処分場候補地の選定結果等について」(第5回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議資料2)の中で明らかにしています。
- さらに、これらの既存の知見に加え、詳細調査の実施を通じて、科学的・技術的観点から必要となる文献調査や候補地におけるボーリング調査で追加的な情報を得たいと考えております。具体的には、候補地の地質・地盤性状(地質構成・構造、地質毎の土砂・岩盤区分、地下水の通りやすさ)及び地下水性状(地下水位・水質、地下水の流向)を把握し、これらの情報により、改めて有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えております。詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

3. 環境省が選定に用いた2012年地すべり地形分布図(防災科学技術研究所)は、1982年のデータとなっており、2008年の岩手・宮城内陸地震も反映されておらず、最新のデータが使われていないのではないのでしょうか。

#### 【環境省の考え方】

- 選定の際に評価に用いるデータについては、既存の知見で、地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを採用することを基本的な考え方としています。
- このうち、地すべり地形分布図(防災科学技術研究所)については、1982年に初めて公開されていますが、最新版の2012年再版においても、1970年代の航空写真を判読して作成し直したものになっています。
- また、これに加え、選定手法として、平成24年10月に国土交通省から公開された深層崩壊溪流レベルマップを用い、深層崩壊溪流区域(相対的な危険度の高い溪流区域)に該当するエリアを除外しています。
- さらに、これらの既存の知見に加え、詳細調査の実施を通じて、平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震詳細活断層図などの新しい情報や他省庁、市の所有する情報も参考にするとともに、候補地におけるボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。これらの情報により、改めて安全性を評価し、ご説明したいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

4. 専門家の説明によれば、地滑りの可能性は隣接地域でも高く、候補地においても大規模な地すべりが発生する可能性があるとしてされており、候補地として不適切ではないでしょうか。

#### 【環境省の考え方】

- 選定手法において定めた評価に用いるデータについては、既存の知見で地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを採用することを基本的な考え方としています。
- 選定にあたっては、この基本的な考え方のもとで、既存のデータを用いて、土砂災害の危険性の高い場所を除外しております。具体的には、候補地そのものについて、地すべり危険箇所、地すべり地形箇所、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険箇所、深層崩壊溪流区域（相対的な危険度の高い溪流）、土石流危険区域、土石流危険溪流、活断層・推定活断層に該当しているか確認しておりますが、深山嶽の候補地はこれらの除外する地域に該当しておりません。
- また、今回の選定手法には入っておりませんが、岩手・宮城内陸地震で被害を受けた主要な地域（出典：栗駒山麓崩落地・景観活用将来ビジョン〔栗原市〕）や岩手・宮城内陸地震の推定活断層（出典：平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震1:25000詳細活断層図（活断層・地形分類及び地形の変状）について〔国土地理院〕）の資料を確認したところ、候補地内に推定活断層は確認されませんでした。
- 他方で、候補地は岩手・宮城内陸地震で被害を受けた地域に近く、地すべりの影響を十分に評価することが必要と考えております。このため、既存の知見に加え、詳細調査の実施を通じて、さらに科学的・技術的観点から必要となる文献調査や候補地におけるボーリング調査などにより、候補地及びその周辺についても可能な範囲で地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得て、改めて有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えております。詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

5. 栗駒山は活火山であり、山麓周辺の地形が変動するなど現在も活動を続けています。将来においても災害発生の恐れがある地域であり、候補地としては不適切ではないでしょうか。

### 【環境省の考え方】

○ 火山活動については、選定手法※において、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある気象庁の火山噴火予知連絡会に選定された47火山(宮城県の場合、栗駒山、蔵王山)を対象として除外する地域を設定しています。

※第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議（平成25年11月11日）資料1（別紙1）p5

○ 除外する地域の設定については、ハザードマップが作成されている場合には、火砕流等の予測範囲エリアを除外することとしていますが、栗駒山については、ハザードマップが作成されていないため、噴火警戒レベル3（入山規制）に相当する火口から半径4km以内のエリアを候補地から除外しています。

○ この他に、火山噴火に伴う影響としては、地すべりや斜面崩壊などが考えられますが、選定手法の中でこれらの地域について既に除外されています。さらに、地すべり等については、これらの選定手法で活用した既存の知見に加え、詳細調査の実施を通じて、科学的・技術的観点から必要となる文献調査や候補地におけるボーリング調査などにより、候補地及びその周辺についても可能な範囲で地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。これらの情報により、改めて有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

## 6. 観光などへの風評被害について、どのように考えているのでしょうか。

### 【環境省の考え方】

- 風評被害対策については、まずは風評被害が発生しないようにすることが重要と考えております。このため、まずは、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により、風評被害の未然防止に万全を尽くしていきたいと考えております。
- さらには、正確な情報提供などの対策を講じた上で、万が一、風評被害が生じた場合は、ご相談の上、国として責任をもって、可能な限りの対策を講じてまいります。
- また、今年度の当初予算を確保しており、地方自治体による風評被害払拭のために行う観光や特産品のPR活動などに対する支援を行うなど、処分場を設置することとなる地元自治体と相談させていただいて、地元自治体のご要望にきめ細かく対応できるようにしたいと考えております。